

【住宅造成及び特定盛土等規制法】（通称『盛土規制法』）について

「宅地造成等規制法」が改正され、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。

今回、つくばみらい消防署谷和原出張所（つくばみらい市加藤）と、つくばみらい消防署東部出張所（つくばみらい市台）を統合し、令和10年4月の供用開始を目標に、富士見ヶ丘小学校南側に（仮称）みらい平消防署新庁舎を整備します。

新庁舎の建設予定地で、30cmを超える盛土、切土する面積が500㎡を超える為、盛土規制法の許可申請対象となります。

盛土規制法第11条における「住民への周知」について、同法施行規則第6条に基づきホームページに下記申請の内容を記します。

I 庁舎棟建設予定地

①	工事主の住所氏名	茨城県守谷市野木崎 2522 番地 常総地方広域市町村圏事務組合 管理者 松丸修久
②	工事が施行される土地の所在地	茨城県つくばみらい市西櫛戸2016-1、2017-1、 2018-1、2019-1、2020-1、2021、2022
③	工事施工者の氏名又は名称	未定
④	工事の着手予定日及び完了予定日	令和8年7月10日
⑤	盛土または切土の高さ	0.96メートル
⑥	盛土又は切土をする土地の面積	883.41 平方メートル
⑦	盛土又は切土の土量	盛土 87 立法メートル 切土 335 立法メートル

II 訓練棟建設予定地

①	工事主の住所氏名	茨城県守谷市野木崎 2522 番地 常総地方広域市町村圏事務組合 管理者 松丸修久
②	工事が施行される土地の所在地	茨城県つくばみらい市西櫛戸1989-1
③	工事施工者の氏名又は名称	未定
④	工事の着手予定日及び完了予定日	令和8年7月10日
⑤	盛土または切土の高さ	1.20メートル
⑥	盛土又は切土をする土地の面積	627.06 平方メートル
⑦	盛土又は切土の土量	盛土 350 立法メートル 切土 3 立法メートル